

事業系一般廃棄物について

事業者のみなさまへ

店舗、飲食店、オフィス、事業所（工場）等から出る**ごみは**、法律や条例により、「事業系ごみ」として事業者の責任において適正に処理することが義務付けられています。

事業系ごみを毎週2回収集している**家庭ごみ及びリクエスト収集としては出さない**ようにご注意願います。

御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

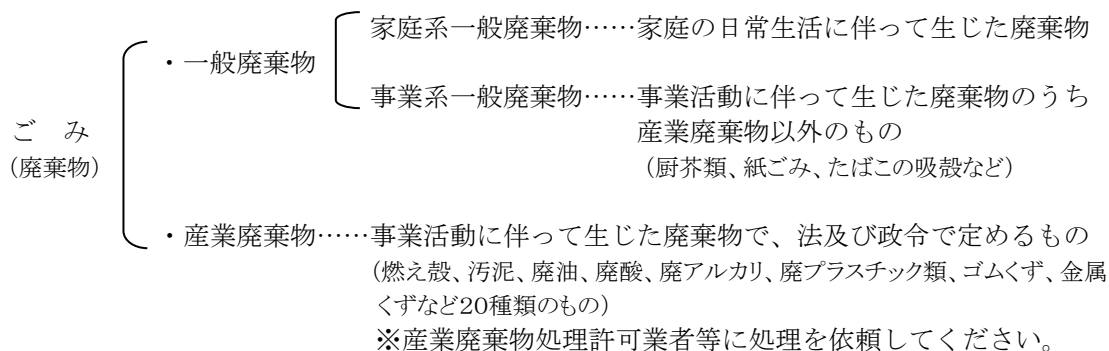
（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その処理が困難とならないように適正な材料の選択及び包装の過大化の抑制を行うとともに、それらが廃棄物として排出された場合は、その回収に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

《ごみの種類》



事業系のごみ

◇事業系一般廃棄物の具体例

- ・飲食店から出る生ごみ
- ・店舗従業員の休憩室から出る生ごみ、紙ごみなど
- ・事務所から出る茶殻、ティッシュペーパー、お菓子の包装容器など
- ・住居併用の店舗で客や従業員が使用した紙くず、茶殻、たばこの吸殻など

※ 家庭からでるごみと種類は同じでも事業所等からでるものは、事業系一般廃棄物になります。

《事業系一般廃棄物の処理はどうすればいいの??》

次のいずれかの方法で適正に処理してください。

①事業者が直接、市の処理施設（クリーンセンター）へ搬入する。

- ・市の処理施設へ搬入する前に、市長の許可を受ける必要があります。
（搬入許可の申請は、クリーンセンター内にある環境業務課で受け付けています。）
- ・搬入にあたっては、市が定める受け入れ基準（分別排出等）に従ってください。
- ・搬入時間は、月曜日から金曜日（祝日も可能）、午前8時30分から正午までと午後1時から午後3時までです。（ただし、水曜日の搬入は、できる限りご遠慮ください。）
- ・処理料金は、同一事業者について1日の搬入量が300kg以下は、10kgにつき150円、300kg以上は、10kgにつき180円です。

②事業者が市の許可業者に依頼する。

- ・御所市では、一般廃棄物収集運搬業の許可をおこない、市の許可業者（御所市ホームページに掲載）が事業系一般廃棄物の収集運搬を請け負うことができます。
なお、一般廃棄物の処理を無許可業者へ委託すると、委託した側も罰せられることとなりますので、ご注意ください。
- ・排出にあたっては、透明又は半透明の袋を使用し、分別排出にご協力ください。
（また粉塵が飛散するなど、公衆衛生に支障をきたすことのないようご協力をお願いします。）
- ・産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理許可業者等に委託をしてください。
- ・委託料金については、一般廃棄物収集運搬許可業者にご確認ください。

③事業者が自らの施設で処理する。

- ・生ごみ処理器等で自ら適正に処理する。

ごみの発生抑制と再資源化の推進

事業者の皆様におかれましては、日頃より適正な収集運搬処理に努めていただいているところではありますが、なお一層の分別・リサイクル等を図るなどしてごみの発生の抑制に努めて下さい。

問い合わせ先

御所市 環境業務課（御所市クリーンセンター内）
（御所市大字栗阪293番地）
☎ 43-5775